

令和5年度羽村市一般廃棄物処理実施計画

1 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

2 区 域 羽村市内全域

3 一般廃棄物処理実施計画内容

(1) 発生量及び処理量の見込み

① 一般廃棄物

区 分	発生量及び処理量	備考
1. 塵 芥 (家庭系)	13,152 t	
燃 や せ る ご み (枝木・草葉を含む)	7,839 t	
燃 や せ な い ご み	403 t	
資 源 ご み	4,176 t	
粗 大 ご み	684 t	
長さ 50cm 以上の枝木	28 t	
有 害 ご み	22 t	
(集 団 回 収)	—	(734 t)
(動 物 の 死 体)	—	(180体)
2. 塵 芥 (事業系)	2,565 t	
合 計	15,717 t	

\*家庭系ごみの発生量及び処理量には、1回の排出量が80リットル以下で、重さ12kg以下の廃棄物を適正に排出できる場所を確保している事業所から排出された事業系一般廃棄物を含む

② 生活排水

区 分	発生量及び処理量	備考
1. 一般家庭及び事業活動・ 不特定多数が使用する便所	65kℓ	
2. 浄化槽汚泥	531kℓ	
合 計	596kℓ	

(2) 一般廃棄物の減量のための方策

- 燃やせるごみ、燃やせないごみの分別の適正による資源化の向上
- 生ごみ減量化の促進（水切りによる排出抑制、より一層の分別の徹底等）
- 白色発泡スチロールトレイ・紙パック・ペットボトルの拠点回収の充実と徹底
- 使用済み小型充電式電池の回収協力店による回収の徹底
- 在宅医療での使用済み注射針の薬局回収の徹底
- 植木剪定枝の資源化推進
- ごみの減量とリサイクルの推進等について継続的な啓発活動の実施（ごみ情報紙・広報はむら等）
- ごみの発生抑制、再利用・再生利用（3R運動）に係る啓発及び広報活動
- 大規模事業者及び多量排出事業所への排出抑制指導及び支援
- 食品関係多量排出事業所への排出抑制指導及び支援
- 西多摩衛生組合へ搬入している事業系一般廃棄物の抜打ち検査の徹底
- 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の活動の充実
- 資源回収事業助成制度の推進
- 集合住宅集積所の管理指導
- 使用済小型家電回収ボックス並びにインクカートリッジ回収ボックスの設置とその活用の充実（市役所・リサイクルセンター・産業福祉センター）
- フードドライブによる食品ロス削減の推進

(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

種 類	区 分
燃やせるごみ	厨芥類、汚れた紙類、木屑、革製品（衣類以外）、ゴム製品、軟質プラスチック製品、電磁的記録媒体 回収ボックス対象インクカートリッジ(全メーカーを対象とした使用済みインクカートリッジ)
枝木・草葉	剪定された樹木の枝等（長さ50cm以上のものを除く）、草葉
燃やせないごみ	ガラス、陶磁器、プラスチックとの複合製品、小型家電製品（資源有効利用促進法に規定する「指定再資源化製品」を除く。） 回収ボックス対象小型電子機器（携帯電話・PHS、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、小型ゲーム機、ICレコーダー、電子辞書、カーナビ、ACアダプター等コード類）
資 源 ご み	資源A（新聞・折込チラシ、雑紙、雑誌、ダンボール、古着・古繊維）
	資源B（空き缶、空きびん、容器包装プラスチック）
	硬質プラスチック
	金属
	ペットボトル
	白色トレイ 紙パック
粗大ごみ	一辺の長さが50cm以上の家具、家電等の家庭用製品（特定家庭用機器再商品化法に規定する「特定家庭用機器」及び、資源有効利用促進法に規定する「指定再資源化製品」を除く。）
有害ごみ	乾電池、蛍光灯・蛍光管、ライター、スプレー缶、カセットガス缶、

	水銀含有物
動物の死体	飼い犬・飼い猫等及び飼い主の不明な動物の死体、斃死獣
し尿	し尿、浄化槽汚泥

(4) 一般廃棄物の適正処理の方法

① 家庭系ごみ

種 類		収集回数	収 集 方 法	処 理 方 法
燃やせるごみ		週2回 随時	戸別収集及び 拠点回収(イン クカートリッ ジのみ)	西多摩衛生組合で焼却処分後、焼却灰 は東京たま広域資源循環組合にてエコ セメント化。インクカートリッジにつ いては再利用または資源化
燃やせないごみ		月1回 随時	戸別収集及び 拠点回収(小型 電子機器のみ)	リサイクルセンターで資源化物を回収 し、可燃性残渣については、西多摩衛 生組合で焼却処分後、焼却灰を東京た ま広域資源循環組合にてエコセメント 化、可燃性残渣(不燃性の金属くず・ ガラスくず・陶磁器くずを含む)につ いては、資源化施設へ搬入
資 源 ご み	資 源 A	週1回	戸別収集	紙問屋及び繊維問屋に直納し売却
	資 源 B	週1回	戸別収集	缶は、リサイクルセンターで選別後、 専門業者へ売却。容器包装プラスチッ ク及びびんは、容器包装リサイクル法 に基づく再商品化事業者への引き渡し
	硬質プラスチック	月2回	戸別収集	リサイクルセンターで選別後、売却
	金 属	月1回	戸別収集	リサイクルセンターで選別後、売却
	ペットボトル	月2回 随時	戸別収集及び 拠点回収	リサイクルセンターで選別後、圧縮減 容し売却
	白色トレイ	随時	拠点回収	リサイクルセンターで選別後、容器包 装リサイクル法に基づく再商品化事業 者への引き渡し
	紙 パ ッ ク	随時	拠点回収	紙問屋に直納し、売却
粗 大 ご み		随時	自宅回収又は、 直接持込	リサイクルセンターで選別後、家電製 品の再使用可能な製品を専門業者へ売 却、家具等のリサイクル可能品は補修 後リユース、可燃性残渣については、 資源化物を回収後、西多摩衛生組合で 焼却処分し、焼却灰を東京たま広域資 源循環組合にてエコセメント化、可燃 性残渣(不燃性の金属くず・ガラスく ず・陶磁器くずを含む)については、 資源化施設へ搬入
長さ50cm以上の枝 木(粗大ごみ)		随時	自宅回収又は、 直接持込	リサイクルセンターで破碎し、チップ 化して堆肥の原料として一般家庭等へ

			配布及び西多摩衛生組合で使用する活性炭の原料として、売却
有害ごみ	月1回	戸別収集	リサイクルセンターで選別後、専門業者への引き渡し
動物の死体	随時	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、直接持込又は市による現場回収	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、専門業者による火葬・埋葬
し尿	週2回	自宅回収	青梅市し尿処理場にて処理

② 事業系ごみ

事業系ごみについては、排出者自らが適正に運搬・処理するか又は許可業者に委託して処理を行う。

(5) 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する占有者又は事業者の協力義務

- 廃棄物の発生抑制、再利用の促進
- 事業系一般廃棄物排出事業者における、自らの責任に基づく適正処理
- 物品の製造・加工及び販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保
- アスベスト含有一般廃棄物の分別収集
- 再利用可能なものの分別
- 再生品の利用
- 過剰包装の自粛
- 市の施策に対する協力
- 事業用大規模建築物の所有者に対する再利用に関する計画書の提出

(6) 一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設

① 一般廃棄物処理施設

A) 可燃ごみ

施設名 西多摩衛生組合環境センター  
所在地 東京都羽村市羽 4235 番地  
形式 全連続燃焼式 (流動床炉)  
処理能力 480 t/日 (160 t/日×3 炉) ただし 1 炉は予備とする  
組織団体 羽村市、青梅市、福生市、瑞穂町

B) 不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ

施設名 羽村市リサイクルセンター・羽村市ストックヤード  
所在地 東京都羽村市羽 4221 番地 1  
形式 粗大ごみ処理施設 (破碎・選別処理施設)  
処理能力 30 t/日 (5 h)

C) 可燃性残渣（不燃性のガラスくず・陶磁器くずを含む）

施設名 株式会社 エコ計画 寄居エコスペース  
所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 262 番地  
形式 焼却施設（ロータリーキルン炉＋ストーカ炉）  
処理能力 180 t / 日 (90 t / 日 × 2 基) (24 h)

D) 焼却灰

施設名 ツネイシカムテックス株式会社 埼玉工場  
所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250 番地 1  
形式 焼却（焼成）・造粒施設（ロータリーキルン炉・粉碎機・造粒機）  
処理能力 316.52 t / 日 (158.26 t / 日 × 2 炉) (24 h)

E) 最終処分場（埋立）及びエコセメント化施設

施設名 東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及び同組合エコセメント化施設  
所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地  
面積 用地面積約 59.1ha  
開発面積約 33.3ha（埋立地 18.4ha、管理施設等 14.9ha）  
埋立容量 全体埋立容量約 370 万 m<sup>3</sup>  
（廃棄物埋立容量約 250 万 m<sup>3</sup>、覆土容量約 120 万 m<sup>3</sup>）  
埋立期間 平成 10 年 1 月から令和 10 年 3 月（予定）※政令に基づく届出期間  
処理能力 約 330 t / 日（焼却残渣等の処理能力）  
生産能力 約 520 t / 日（エコセメント生産能力）  
組織団体 羽村市、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市、瑞穂町

F) 事業系一般廃棄物

○ 施設名 バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設  
所在地 東京都大田区城南島 3-4-4  
処理方式 メタン発酵  
処理対象 食品廃棄物  
排出量 2.7 t / 月 (32.4 t / 年)

○ 施設名 株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター  
所在地 神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667  
処理方式 堆肥化・選別/圧縮  
処理対象 食品廃棄物、紙くず  
排出量 3.68 t / 月 (44.16 t / 年)

○ 施設名 株式会社Jバイオフードリサイクル  
所在地 神奈川県横浜市鶴見区末広町 2-1-5  
処理方式 メタン発酵  
処理対象 食品廃棄物、紙くず  
排出量 0.39 t /月 (4.68 t /年)

○ 施設名 比留間運送株式会社 伊奈平工場  
所在地 武蔵村山市伊奈平 3-25-5  
処理方式 焼却・発酵  
処理対象 食品廃棄物、紙くず、木くず  
排出量 11.6 t /月 (139.2 t /年)

② 一般廃棄物処理施設(市内の民間処理業者)

A) ふとん類

施設名 丸順商事有限会社  
所在地 東京都羽村市富士見平 2 丁目 1 番地の 14  
形式 裁断、選別  
処理能力 0.2 t /日

B) 剪定木くず

施設名 株式会社大進緑建  
所在地 東京都羽村市緑ヶ丘三丁目 3 番地 7  
形式 破砕処理  
処理能力 38.24 t /日

C) 食品廃棄物

施設名 株式会社西東京リサイクルセンター  
所在地 東京都羽村市緑ヶ丘三丁目 3 番地 3、3 番地 4、3 番地 5、3 番地 14  
形式 発酵処理  
処理能力 20 t /日

③ し尿処理施設

施設名 青梅市し尿処理場  
所在地 東京都青梅市黒沢 1 丁目 697 番地  
形式 高負荷膜分離処理方式  
処理能力 18 kℓ /日  
処理対象 し尿・浄化槽汚泥  
排出量 596 kℓ /年

(7) リサイクル推進のための方策

- 分別収集の徹底
- 店頭回収の拡大
- 市民への周知をより一層図るべく啓発活動の実施
- リサイクル品使用の啓発
- リサイクル品の販売
- 使用済小型家電回収ボックス並びにインクカートリッジ回収ボックスの設置とその活用の充実（市役所・リサイクルセンター・産業福祉センター）

4 羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第26条に指定する

適正処理困難物

- 自動車、バイク、船舶、ジェットスキー、スノーモービル及びその部品（本体・タイヤ・ホイール・マフラー・シート・バッテリー・スプリング等）
- 建築廃材（畳・瓦・柱・内外壁・タイル・ソーラーシステム・便器等）
- 廃油・油脂類（機械及び自動車廃油・ペンキ・塗料等）
- 薬品類（農薬・医療系廃棄物・有毒性物質・殺菌剤・殺虫剤・肥料等）
- 農業用具（農機具・農業用ビニールシート等）
- 土砂類（石・土砂・コンクリート・堆肥等）
- 爆発危険物（ガスボンベ・火薬等）
- 医療系廃棄物（注射器・注射針・感染性廃棄物等）
- その他の処理困難物（大型金庫・消火器・ドラム缶・ピアノ・電動車いす・エンジン・モーター・業務用事務機器等）

5 その他

- 天候の異変その他やむを得ない理由がある場合は、収集回数等を変更することができる。
- 戸別収集については、公道に面した自宅敷地内に排出する。
- 1回の排出量が、80リットル以下で、重さ12kg以下の廃棄物を適正に排出できる場所を確保している事業所は申請することにより、一般家庭と同様に戸別収集することができる。
- 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、収集運搬事業に供する施設及び能力を有し、継続的な作業場所（排出事業所）を確保している者、または、確保する予定がある者でなければならない。
- 広域支援協定に基づく受入れが決定された時には、他市の不燃物、資源物を受入れることができる。